

滋賀県国民健康保険運営方針新旧対照表

旧	新
<p>1～3 省略</p> <p>4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項</p> <p>4-1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項</p> <p><市町の現状></p> <p>保険料（税）の算定方式</p> <p>本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。</p> <p>賦課方式については、<u>令和5年度時点</u>において13市および<u>5町</u>が3方式(所得割、均等割、平等割)を<u>採用しており、1町が4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)</u>を採用しています。</p> <p>省略</p> <p><標準的な算定方法></p> <p>(1) 標準的な保険料賦課方式</p> <p>標準的な保険料(税)の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに3方式とします。</p> <p>(2) 標準的な賦課割合</p> <p>ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに 全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。</p> <p>「応能割」:「応益割」=「所得係数」:「1」とします。</p> <p>所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。</p>	<p>1～3 省略</p> <p>4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項</p> <p>4-1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項</p> <p><市町の現状></p> <p>保険料（税）の算定方式</p> <p>本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。</p> <p>賦課方式については、<u>令和7年度時点</u>において13市および<u>6町</u>が3方式(所得割、均等割、平等割)を採用しています。</p> <p>省略</p> <p><標準的な算定方法></p> <p>(1) 標準的な保険料賦課方式</p> <p>標準的な保険料(税)の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに3方式とします。</p> <p>(2) 標準的な賦課割合</p> <p>ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。</p> <p>「応能割」:「応益割」=「所得係数」:「1」とします。</p> <p>所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。</p>

旧	新
<p>イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに70:30とします。</p> <p>(3) 標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに国が政令で定める額を基準とします。</p> <p>(4) および(5) 省略</p> <p>(6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収納率向上の努力を促すため、5に定める*規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに同じとします。</p> <p>以下、省略</p>	<p>イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに70:30とします。</p> <p>(3) 標準的な賦課限度額 標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに国が政令で定める額を基準とします。</p> <p>(4) および(5) 省略</p> <p>(6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率 標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収納率向上の努力を促すため、5に定める*規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。 なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに同じとします。</p> <p>以下、省略</p>